

## モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年4月1日時点

～2021年3月31日

2021年4月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章～第6章 （略）

第7章 利用中止等

第17条 （略）

（利用停止）

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(11) （略）

(12) モバイルアクセス契約者（料金表第1表に規定するカテゴリーXの200K定額コースに係る者に限ります。）が1の料金月に行った通信における通信量が当社所定の基準を超過したとき。

(13) （略）

2～4 （略）

（注1）～（注3） （略）

第18条の2～第19条 （略）

第8章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～14 （略）

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章～第6章 （略）

第7章 利用中止等

第17条 （略）

（利用停止）

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(11) （略）

(12) 削除

(13) （略）

2～4 （略）

（注1）～（注3） （略）

第18条の2～第19条 （略）

第8章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～14 （略）

～2021年3月31日

2021年4月1日～

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。

(1)～(3) (略)

(4) カテゴリー X に係るモバイルアクセスサービスとカテゴリー F に係るモバイルアクセスサービスは、Universal One サービス契約約款 (第 1 編) に規定する同一の V P N グループに属することはできません。

この場合において、それぞれが別の V P N グループに属した上で、V P N 間接続機能を利用して通信することはできます。

16～17 (略)

第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) モバイルアクセスサービス(カテゴリー X に係るものに限り。)	当社は、モバイルアクセスサービス (カテゴリー X に係るもの) に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。 ア～ウ (略) エ 当社は、モバイルアクセスサービス (カテゴリー X に係るものに限り。)				
に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用	については、1 のモバイルアクセス契約ごとに次の (ア) から (キ) までのとおり適用します。  (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 従量コース (E C O プランのもの)				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	コース区分	内容	(略)	(略)
コース区分	内容				
(略)	(略)				
	備考 1～3 (略)				

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。

(1)～(3) (略)

(4) 削除

16～17 (略)

第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第 1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) モバイルアクセスサービス(カテゴリー X に係るものに限り。)	当社は、モバイルアクセスサービス (カテゴリー X に係るもの) に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。 ア～ウ (略) エ 当社は、モバイルアクセスサービス (カテゴリー X に係るものに限り。)				
に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用	については、1 のモバイルアクセス契約ごとに次の (ア) から (キ) までのとおり適用します。  (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 従量コース (E C O プランのもの)				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	コース区分	内容	(略)	(略)
コース区分	内容				
(略)	(略)				
	備考 1～3 (略)				

～2021年3月31日

2021年4月1日～

4 2の場合において、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号における全てのモバイルアクセス契約（[タイプ区分](#)及びコース区分が同一のものに限り、）に係る通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超過部分についてデータ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。

5 (略)

(オ)～(キ) (略)

オ 削除

(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、)に係る定額利用料の適用

当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、)に係る定額利用料の適用について、次のとおり定めます。

ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分があります。

プラン区分	コース区分	
(略)	(略)	(略)
備考		
1～2 (略)		
3 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を <u>1</u> とします。		
4～13 (略)		

イ～オ (略)

4 2の場合において、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号における全てのモバイルアクセス契約（[区分](#)及びコース区分が同一のものに限り、）に係る通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超過部分についてデータ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。

5 (略)

(オ)～(キ) (略)

オ 削除

(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、)に係る定額利用料の適用

当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、)に係る定額利用料の適用について、次のとおり定めます。

ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分等があります。

プラン区分	コース区分	
(略)	(略)	(略)
備考		
1～2 (略)		
3 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を <u>最大5</u> までとします。		
4～13 (略)		

イ～オ (略)

～2021年3月31日

2021年4月1日～

(4)～(26) (略) (略)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1～2-1-6 (略)

2-1-7 カテゴリFに係るもの

(1) 基本コースに係るもの (略)

(2) 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	(略)	(略)
	3GBコース	<u>1,300円 (1,430円)</u>
	7GBコース	<u>2,000円 (2,200円)</u>
	15GBコース	<u>4,000円 (4,400円)</u>
	30GBコース	<u>7,500円 (8,250円)</u>
	50GBコース	<u>12,000円 (13,200円)</u>
ナイトバリュープラン	(略)	(略)
	3GBコース	<u>520円 (572円)</u>
	7GBコース	<u>800円 (880円)</u>
	15GBコース	<u>1,600円 (1,760円)</u>
	30GBコース	<u>3,000円 (3,300円)</u>
	50GBコース	<u>4,800円 (5,280円)</u>
	100GBコース	<u>8,500円 (9,350円)</u>
	300GBコース	<u>18,000円 (19,800円)</u>
500GBコース	<u>27,000円 (29,700円)</u>	

(3) (略)

2-2～2-7 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

(4)～(26) (略) (略)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1～2-1-6 (略)

2-1-7 カテゴリFに係るもの

(1) 基本コースに係るもの (略)

(2) 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	(略)	(略)
	3GBコース	<u>1,100円 (1,210円)</u>
	7GBコース	<u>1,800円 (1,980円)</u>
	15GBコース	<u>3,500円 (3,850円)</u>
	30GBコース	<u>6,300円 (6,930円)</u>
	50GBコース	<u>10,000円 (11,000円)</u>
ナイトバリュープラン	(略)	(略)
	3GBコース	<u>440円 (484円)</u>
	7GBコース	<u>720円 (792円)</u>
	15GBコース	<u>1,400円 (1,540円)</u>
	30GBコース	<u>2,520円 (2,772円)</u>
	50GBコース	<u>4,000円 (4,400円)</u>
	100GBコース	<u>7,000円 (7,700円)</u>
	300GBコース	<u>15,000円 (16,500円)</u>
500GBコース	<u>21,000円 (23,100円)</u>	

(3) (略)

2-2～2-7 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

～2021年3月31日	2021年4月1日～
	<p data-bbox="1193 240 1995 304"><u>附 則 (令和3年3月30日D P S 第00769623号/令和3年4月26日D P S 第00779480号)</u></p> <p data-bbox="1182 316 1294 344"><u>(実施期日)</u></p> <p data-bbox="1135 355 1675 384">1 <u>この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1182 395 1294 424"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1135 435 1995 499">2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1135 510 1995 574">3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>